

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	平成25年 8月13日
【報告者の名称】	ローヤル電機株式会社
【報告者の所在地】	福井県福井市宝永四丁目3番1号 (同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【最寄りの連絡場所】	東京都港区高輪二丁目15番21号
【電話番号】	03(5424)1860
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 鮫島 弘一
【縦覧に供する場所】	ローヤル電機株式会社 (東京都港区高輪二丁目15番21号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「当社」とは、ローヤル電機株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「公開買付者」とは株式会社小田原エンジニアリングを指します。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「株券」とは、株式等に係る権利をいいます。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 株式会社小田原エンジニアリング
所在地 神奈川県足柄上郡開成町吉田島4289番地

2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

- (1) 普通株式
- (2) 新株予約権
平成24年7月2日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、当社取締役の全員が出席した平成25年8月12日開催の取締役会において、株式会社小田原エンジニアリング（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式及び平成24年7月2日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「本新株予約権」といい、本新株予約権の新株予約権者を「本新株予約権者」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の実施につき慎重に検討を重ねた結果、本公開買付けが、今後の当社のさらなる成長・発展と企業価値の向上に資すると判断し、当社取締役全員の一致により、本公開買付けに賛同の意を表明することを決議いたしました。なお、当社は、下記(2)記載の理由から、当社取締役全員の一致により、当社の普通株式に対する本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場を取り、株主の皆様判断を委ねることとともに、本新株予約権に対する本公開買付けに応募するか否かについても中立の立場を取り、本新株予約権者の皆様判断を委ねることいたしました。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

公開買付者は、本日開催の取締役会において、当社を公開買付者の連結子会社とすることを目的として、本公開買付けを実施することを決議したとのことです。

本公開買付けに際し、公開買付者は、本日付で、当社の親会社である更生会社小野ホールディングス株式会社（以下「小野ホールディングス」といいます。所有株式数2,918,000株、所有割合（当社が平成25年8月12日に提出した第60期第1四半期報告書に記載された平成25年6月30日現在の発行済株式総数（4,342,554株）に対する所有株式数の割合をいい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。以下同じです。）67.20%）の管財人新保克芳（以下「更生管財人」といいます。）との間で、同社が所有する当社の普通株式の全て（以下「親会社所有株式」といいます。）について、本公開買付けに応募することを内容とする公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結しており、本応募契約は更生管財人が更生裁判所の許可を受けることを効力発生の停止条件としていますが、更生管財人は、平成25年8月8日に更生裁判所の許可を得ているとのことです。

また、親会社所有株式には、小野ホールディングス及び小野ホールディングスの子会社である更生会社ワシ興産株式会社が株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）に差し入れた平成24年3月30日付有価証券担保設定契約証書（振替株式用）に基づく質権（以下「本質権」といいます。）が設定されておりますが、更生管財人は、公開買付者に対して、本応募契約において、本公開買付けへの応募に先立ってみずほ銀行から本質権の解除を受けることを確約しており、更生管財人は、当社の取締役会が本公開買付けに賛同し、更生管財人が更生裁判所の許可を得てこれに応じた場合には、更生管財人が親会社所有株式を本公開買付けに応募する前にみずほ銀行が本質権を解除することにつき、みずほ銀行から確認を得ているとのことです。

本公開買付けにおいては、親会社所有株式に係る株券等の数（2,918,000株（所有割合67.20%））を買付予定数の下限として設定しており、応募株券等の数の合計が2,918,000株に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行わないとのことです。また、本公開買付けを実施する場合には、公開買付者は、取得後の株券等所有割合が3分の2を超えることから、法令の規定（金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の13第4項、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条の2の2、法第27条の2第5項、令第8条第5項第3号）に従い、買付予定数の上限を設けることができず、親会社所有株式以外の応募株券等も本公開買付けの対象とする必要があるとのことです。本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限を上回った場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いますが、本公開買付けは当社の普通株式の上場廃止を企図するものではないとのことです（本公開買付けにより当社の普通株式が上場廃止となる可能性の有無については、下記「(3) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照下さい。）。

当社取締役会が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程

当社は、公開買付者より、本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程につき、以下の説明を受けております。なお、本項目については、公開買付者のプレスリリースより引用しております。

公開買付者は、昭和54年10月に、株式会社小田原鉄工所（昭和25年10月に有限会社小田原鉄工所が設立され、昭和28年1月に株式会社小田原鉄工所に改組されております。）の電装事業部から分離・独立した会社であり、平成3年7月に日本証券業協会に株式を店頭登録し、本日現在、東京証券取引所「JASDAQ」（以下「東証JASDAQ」といいます。）（スタンダード）市場に上場しております。現在、公開買付者グループは公開買付者と子会社2社で構成され、モーター用巻線設備の開発、設計・製造、販売を主な事業内容としております。公開買付者グループは、創業以来、社是である「開拓の精神で顧客に奉仕する」をモットーに、モーター用巻線設備の総合メーカーとして世界中に広がるお客さまの生産性アップ、省力化に貢献することを経営の基本方針としております。

公開買付者グループの開発したモーター用巻線設備が、お客さまに十分満足いただけるものとなって、更にお客さまの生産された多様なモーターが組み込まれた数々の家電製品、自動車、産業機器、OA・AV機器等が、世界中の人々の生活を豊かにすることによって、社会貢献を果たしたいと考えております。

こうした方針に基づき、公開買付者グループとしては、事業の成長と安定に全力を尽くし、より一層の経営基盤の強化を図り、社会的信頼の向上を目指すとともに、公開買付者の株主及び投資家の皆さまにとって魅力ある企業グループとなることが重要であると考えております。

公開買付者グループは、市場占有率のみならず、技術的に公開買付者グループのモーター巻線機がグローバルスタンダードとなり、モーター用巻線設備のトップメーカーの地位を確固たるものにすることを目標に、グループ一丸となって社業に専念しております。

また、これを具体化する公開買付者の企業目標として、研究開発による技術力向上、生産面の効率化追求、分かり易く時代にマッチした社内諸制度の改善などをメイン課題とした中長期計画を展開しております。

公開買付者グループは、経営目標の実現のため、時代の変化に即応したグローバルな営業活動を展開するとともに、スピーディーな経営を行い、常にお客さまの新たなニーズに応える製品開発に注力し、品質向上と徹底したコストダウン、短納期化に取り組んでおります。

このため、中期計画に掲げる課題のほか、公開買付者グループ会社全体の連携の見直しと効率的な事業運営の見直しなど、具体的な課題に取り組んでおります。

一方、対象者は昭和30年に設立し、昭和61年9月に東京店頭市場に株式を登録し、本日現在、東証「JASDAQ」（スタンダード）市場に上場しており、対象者、子会社5社及び関連会社1社により対象者グループを構成し、主として送風機、照明等住宅関連設備、自動巻線機及び企業再生支援の各事業を行っています。品質は事業の基本であるという理念のもと、高付加価値製品の開発及び生産を加速し、企業収益増加を目指すことが今後の重要課題であると考え、売上高の伸張に期待するだけでは質的向上を伴う継続的な成長が困難になるとの認識のもと、企業の体質改善への努力を怠らず、技術開発力と生産効率の向上や営業力の強化を図ることにより顧客満足を実現し、筋肉質なグループへ改革することに尽力しております。刻々と変化する事業環境を踏まえ、対象者グループは、最優先課題である人材育成に注力することは勿論、戦略課題をより迅速に実行するスピード感の醸成と同時に、施策の絞込みや優先順位の見直しによる投資の圧縮、費用の抑制など基本に忠実な業務運営の徹底に、グループをあげて引き続き取り組んでおります。

また、対象者の顧客ニーズに的確に対応した新製品の開発と短納期化に努め、「軸流ファン」の中国への生産移管及び中国市場の開拓を推進することによる販売拡大と、熊谷工場との効率的生産システム構築による業績向上に総力をあげて取り組んでおります。

このような状況下、公開買付者は、本年5月下旬頃、対象者の親会社である小野ホールディングスの更生手続において、更生管財人が小野ホールディングスの所有する親会社所有株式の譲渡を行うために実施した入札プロセスに参加し、対象者から提出された対象者グループの事業・財務・法務等に関する資料の精査、対象者の経営陣との面談等のデュー・ディリジェンスを実施し、親会社所有株式の取得について分析、検討を進めてまいりました。

公開買付者は、かかる分析、検討に加え、入札価格を検討する際の参考資料として公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるみらいコンサルティング株式会社（以下「みらいコンサルティング」といいます。）から取得した対象者の株式価値の算定結果等を総合的に勘案し、本年7月中旬に更生管財人に対し、買付価格を含む本公開買付けに関する条件を提示し、更生管財人の選考の結果、本年7月中旬、最終候補者として選定されました。

その後、公開買付者は、最終候補者選定後の交渉を経て諸条件の合意に至ったことから、平成25年8月12日の本公開買付者の取締役会にて本公開買付けの実施を決議し、同取締役会にて更生管財人と本応募契約を締結することを併せて決議しました。本応募契約の概要につきましては、後記「4．公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募にかかる重要な合意に関する事項」をご参照ください。

公開買付者は、本公開買付けによる対象者の連結子会社化により、特に、公開買付者のモーター用巻線技術と対象者グループのファン製品及び自動巻線機事業について、お互いの得意分野を活かしながら、市場・技術・人材・拠点のシナジー効果を最大化し、公開買付者及び対象者グループの中長期的な企業価値向上ができるものと考えております。具体

的には以下のシナジー効果を見込んでおります。

- (a) 営業 相互の営業網で対象者グループ及び公開買付者の製品販売によるクロスセルによる営業力アップ、グローバル展開のためのエリア網拡大（対象者グループの強みである中国と公開買付者の強みである欧米への相互展開）。
- (b) 製造 製造部門の相互活用による稼働率のアップと平準化、仕入部品等のコストダウン、海外拠点の有効活用、公開買付者の自動化技術を対象者グループに導入することによる生産性の向上、対象者の量産的な生産技術の導入による公開買付者の製造原価低減。
- (c) 技術開発 相互技術の有効活用による技術力アップ、技術の融合による新製品の開発と設計の標準化・モジュール化。
- (d) 組織 営業拠点の共有化、生産拠点の相互活用、メンテナンス網の共有化等による効率化・経費のコストダウン、公開買付者と対象者グループの長所・好事例の共有と人材育成・研修制度の連携。

以上のとおり、公開買付者は当社グループとの連携により、新たな市場開拓・技術開発・人材育成・コストダウンを目指すことで事業規模を拡大し、公開買付者グループとして企業価値向上を図ることができると考えているとのことです。また、当社グループにおいても、公開買付者が長年培ってきた高度な巻線技術を活用することで、更なる業績向上が可能であると考えております。

本公開買付け後の経営方針

本公開買付け成立後の両社における具体的な取り組みの詳細につきましては、今後、公開買付者グループの理念を理解した上で、両社で検討を進めてまいります。公開買付者は、公開買付者の子会社として当社経営陣には事業推進に協力を頂きたいと考えているとのことです。また、公開買付者より代表権を持つ取締役の派遣及び取締役会の過半数の取締役派遣を予定しているとのことです。当社は、本公開買付け成立後、親会社からの経営の独立性を維持する観点から、親会社と少数株主との利益が相反する可能性のある取引については、当社の独立役員（当社は、現在、社外監査役の多田精宏氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。）に諮問したうえで意思決定することで取引の公正性を担保し、一定の独立性を維持していくことを考えております。

なお、従業員につきましては、原則として継続雇用していく方針です。

本公開買付けに関する意見の理由

上記のような状況の中で、当社は、平成25年6月中旬頃より、公開買付者との間で、両社の企業価値向上について協議を重ねてまいりました。その結果、当社と公開買付者は、当社を公開買付者の連結子会社として企業結合した上、両社の強みを融合することでシナジーを実現し、両社が長年培ってきた高度な巻線技術をもって、顧客基盤をさらに拡大していくことが、両社の企業価値向上にとって非常に有益であるとの認識において一致するに至りました。特に、公開買付者のモーター用巻線技術と当社のファン等の送風機製品及び当社子会社の自動巻線機事業の分野では、市場・技術・人材・拠点における両社の強みが相互に補充しあうことで、企業グループとしての競争力がより一層高まることが期待されます。より具体的には、当社の送風機製造において、公開買付者の巻線機による自動化技術を導入することによる生産性の向上が期待されます。更に、公開買付者の本業と当社子会社の自動巻線機事業は、同業でありながら製品や取引先の重複が少ないため、技術の融合やクロスセルによる新製品の開発や業容の拡大も期待されます。また設計の標準化・モジュール化を促進させることで、原価低減、納期短縮化、アフターサービスの充実化などのシナジー効果も期待され、公開買付者及び当社の中長期的な企業価値向上を図ることができるものと考えております。

また当社は、本公開買付け後も上場会社としての当社の自主的な経営のため、上場を維持することを希望しておりますが、公開買付者によれば、本公開買付けは当社株式の上場廃止を企図したものではないとのこととす。

当社は、このような公開買付者の意向や、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しない株式会社TMAC（以下「TMAC」といいます。）から取得した当社の株式価値の算定結果及び当社における独立したリーガルアドバイザーである鳥飼総合法律事務所からの助言を踏まえた上で、公開買付者に対し、本公開買付けの条件の詳細、本公開買付け後の当社の経営方針及び本公開買付けの必要性・相当性等を確認するなど、慎重な協議及び検討を行った結果、当社と公開買付者が、両社の強みを融合することにより、国内外で事業を拡大できるとの認識に至り、公開買付者を親会社として、当社の中長期的な企業価値の増大を図ることができるものと判断いたしました。

以上の理由から、当社は、当社取締役の4名全員が出席した平成25年8月12日開催の取締役会において、本公開買付けの実施に賛同の意見を表明することを当社取締役全員の一致により決議いたしました。

なお、当社取締役会は、TMACより取得した当社の株式価値の算定結果に照らせば、本公開買付けにおける当社の普通株式に係る買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づくレンジの下限価格である1株当たり516円を上回っていないことに加え、本公開買付けは当社の普通株式の上場廃止を企図したものではなく、当社においても上場を維持することを希望しており、また、当社の普通株式が東京証券取引所の定める上場廃止基準（以下「上場廃止基準」といいます。）に抵触するおそれが生じた場合、公開買付者は当社との間で、立会外売や売出し等の上場廃止の回避のための方策について誠実に協議し検討した上で、当社の普通株式の上場が引き続き維持されるよう、合意された方策を実行する意向であることを踏まえ、当社の株主の皆様としては本公開買付け成立後も当社の普通株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、当社の普通株式について本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場を取り、株主の皆様のご判断に委ねる旨を併せて当社取締役全員の一致により決議しております。

また、本新株予約権についても、現時点において、本公開買付け後も当社の普通株式の上場が維持される見込みですので、本新株予約権者は引き続き本新株予約権を行使して当社の普通株式を取得・保有ができること、本新株予約権がストック・オプションであること、本新株予約権についての買付け価格が、本公開買付け価格である515円から本新株予約権の1株当たりの行使価格である472円を控除した金額（43円）に、本新株予約権1個の目的となる対象者の普通株式の数（100株）を乗じた金額である4,300円とされていることから、当社取締役会は、本新株予約権についての本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場を取り、本新株予約権者の判断に委ねる旨を当社取締役全員の一致により決議しております。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、現在、東証JASDAQに上場しておりますが、当社は本公開買付け後も当社の普通株式について上場を維持することを希望しており、また、公開買付者も、当社株式全ての取得又は上場廃止を企図していないとのこととす。

もっとも、本公開買付けが実施される場合には、公開買付者は、取得後の株券等所有割合が3分の2を超えることから、法令の規定（法第27条の13第4項、令第14条の2の2、法第27条の2第5項、令第8条第5項第3号）に従い、買付予定数の上限を設けることができず、親会社所有株式以外の応募株券等も本公開買付けの対象とする必要があります。このため、本公開買付けにおける結果次第では、当社の普通株式は、上場廃止基準のうち、株主数が事業年度の末日に150人未満となった場合において、1年以内に150人以上とならないとき、流通株式数（上場株式数から、役員（取締役、会計参与、監査役、執行役）の持株数、上場株式数の10%以上を所有する株主の持株数（明らかに固定的所有でない認められる株式を除く。）及び自己株式数を控除した株式数をいいます。以下同じ。）が事業年度の末日に500単位未満である場合において、1年以内に500単位以上とならないとき、流通株式時価総額（流通株式数に事業年度の末日における最終価格を乗じた数値）が事業年度の末日に2億5千万円未満となった場合において、1年以内に2億5千万円以上とならないとき等、

及びその他の上場廃止基準に該当する可能性があり、その場合には、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。当社株式が上場廃止となった場合には、当社株式は東京証券取引所において取引することができなくなります。

本公開買付けの結果、万一、当社の普通株式が上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合、当社は公開買付者との間で、立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための方策について誠実に協議し検討した上で、当社の普通株式の上場が引き続き維持されるよう、合意された方策を実行いたします。また、公開買付者は、本公開買付けにより当社を連結子会社とした後、当社と協力して当社の企業価値の向上を目指していくとのことで、公開買付者として、引き続き、当社の株主の皆様から当社の株主としてご支援をいただきたいと希望しているとのことです。

(4) いわゆる二段階買収に関する事項

公開買付者は、買付予定数の上限を設定せずに、当社第60期第1四半期報告書に記載された平成25年6月30日現在の当社の発行済株式総数(4,342,554株)の67.20%に相当する株式数(2,918,000株)以上を取得し、当社を連結子会社化することを目的として本公開買付けを実施するものの、当社株式全ての取得又は当社株式の上場廃止を企図しておらず、本公開買付けが成立した場合に、当社普通株式を更に取得することは予定していないとのことです。

(5) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者における措置

(a) 普通株式

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるみらいコンサルティングに対して、当社の株式価値の算定を依頼したとのことです。みらいコンサルティングは、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて、当社の普通株式の価値算定を行い、公開買付者は、平成25年8月9日付でみらいコンサルティングより株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。)を取得したとのことです。なお、公開買付者は、みらいコンサルティングから本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりであるとのことです。

市場株価平均法：358円から370円
類似会社比較法：137円から327円
DCF法：480円から625円

市場株価平均法では、平成25年8月8日を基準日として、東証JASDAQ(スタンダード)市場(平成25年7月12日までは大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)市場)における当社の普通株式の基準日終値(370円)、直近1ヵ月間の終値の単純平均値(366円(小数点以下四捨五入。以下終値の単純平均値の計算においては同様とします。))、直近3ヵ月間の終値の単純平均値(358円)及び直近6ヵ月間の終値の単純平均値(362円)を基に、当社の株式価値を分析し、1株当たり株式価値を358円から370円までと算定しているとのことです。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務諸表との比較を通じて、当社の株式価値を分析し、1株当たり株式価値を137円から327円までと算定しているとのことです。

DCF法では、当社の事業計画、直近までの業績の動向並びに現在及び将来の事業環境並びに一般に公開された情報等の諸要素を前提として、平成26年3月期以降の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて株式価値を分析し、1株当たり株式価値を480円から625円までと算定しているとのことです。なお、収益予想については、大幅な増減益となるような特殊要因を前提としたものではありません。また、当社とのシナジー効果については、収益予想に織り込んでいないとのことです。

公開買付者は、みらいコンサルティングから取得した本株式価値算定書の算定結果に加え、当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、当社の普通株式の6ヵ月間の市場株価動向、当社による本公開買付けへの賛同の可否等を総合的に勘案し、かつ、更生管財人との間の当社の普通株式の取得に関する協議・交渉の結果を踏まえて、本日開催の公開買付者の取締役会において、本公開買付価格を515円と決定したとのことです。

なお、本公開買付価格515円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年8月9日の東証JASDAQ(スタンダード)市場(平成25年7月12日までは大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)市場)における当社の普通株式の終値382円に対して34.82%(小数点以下第三位四捨五入。以下プレミアム率の計算においては同様とします。)、平成25年8月9日までの過去1ヵ月間の終値の単純平均値367円に対して40.33%、平成25年8月9日までの過去3ヵ月間の終値の単純平均値358円に対して43.85%、平成25年8月9日までの過去6ヵ月間の終値の単純平均値362円に対して42.27%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

(b) 新株予約権

本新株予約権に係る買付価格は、本新株予約権の行使期間が既に開始しており、かつ、行使価格が本公開買付価格である1株当たり515円を下回っていること、本新株予約権1個の目的となる当社の普通株式の数は100株であることから、43円（本公開買付価格である515円から1株当たりの行使価格である472円を控除した金額）に、本新株予約権1個の目的となる当社の普通株式の数100株を乗じた金額である4,300円を、本新株予約権の1個当たりの買付価格とすることを決定したとのことです。なお、公開買付者は、本公開買付けにおける本新株予約権に係る買付価格を決定するにあたり、第三者からの算定書は取得していないとのことです。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社取締役会は、本公開買付価格の評価を行うに当たり、その公正性を担保すべく、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しないTMA Cに対して当社の株式価値の算定を依頼いたしました。TMA Cは、当社経営陣から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法を用いて、当社株式の株式価値分析を行いました。当社は、TMA Cから下記の各方式による分析結果の意味するところの説明を受けるとともに、当社株式の価値の算定結果について報告を受けました。当社は、TMA Cから本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

上記各方式において算定された当社株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法：358円～382円
類似会社比較法：378円～735円
DCF法：516円～663円

市場株価平均法では、平成25年8月9日を基準日として、基準日終値（382円）、基準日までの直近1ヶ月平均（367円）、直近3ヶ月平均（358円）及び直近6ヶ月平均（362円）を基に株式価値を分析し、1株当たりの株式価値が358円から382円と分析されております。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を手がける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて当社の株式価値を分析し、1株当たりの株式価値が378円から735円と分析されております。

DCF法では、当社の事業計画、当社の事業のリスク要因を協議・確認した上で、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素が考慮された平成26年3月期以降の将来の収益予想（現在の経済情勢及び緩やかな経済成長が継続する環境を前提としており、巨額受注や世界同時不況等大幅な増減益となるような特殊要因を前提としておりません。）に基づき当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いた企業価値や株式価値が分析され、当社株式1株当たりの価値の範囲は516円から663円までと分析されております。なお、公開買付者とのシナジー効果については、定量的な分析は精査中であるため、その効果については収益予想において織り込まれておりません。

また、当社は、本新株予約権については、第三者算定機関から算定書を取得しておりません。

当社における独立した法律事務所からの助言

当社の取締役会は、当社取締役会の意思決定過程における公正性を担保するための措置として、当社から独立したリーガルアドバイザーである鳥飼総合法律事務所から、本公開買付けに関する取締役会の意思決定の方法・過程について、必要な法的助言を受けております。

当社における支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手

本公開買付けに関する当社の意見表明（以下「本意見表明」といいます。）は、第三者が当社の支配株主である小野ホールディングスからの当社の普通株式の取得を前提として当社の普通株式及び本新株予約権に対して行う公開買付けに対するものであるため、当社は、平成25年7月中旬頃、当社の支配株主である小野ホールディングスとの間に利害関係を有しない者であって、独立役員として東証JASDAQに届け出ている社外監査役の多田精宏氏に対し、株式会社東京証券取引所の定める規則に基づき、当社の本意見表明に係る決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の検討を依頼しました。

同氏は、かかる検討を行うにあたり、本意見表明を行う上で講じられた公正性・透明性・合理性を担保するための手続きを確認するために当社取締役に対してヒアリングを実施し、公開買付者の決定に至るまでの入札による選定手続きの過程、公開買付者による本公開買付けの目的及び本公開買付価格の妥当性を判断するために参考にした第三者機関であ

るT M A Cから提出された株式価値算定書の内容について説明を受けました。さらに、同氏は当社から独立したリーガルアドバイザーである鳥飼総合法律事務所から、本公開買付けに対する当社の取締役会の意思決定の方法及び過程に対する説明を受けました。

これらの手続きの結果、当社は、同氏から、平成25年8月12日付で、(1)本公開買付けの目的は、当社と公開買付者が両社の強みを融合することでシナジーを実現し、両社が長年培ってきた高度な巻線技術をもって、顧客基盤をさらに拡大していくという、当社の中長期的な企業価値の向上を図る観点から検討されたものであり、相当であること、(2)公開買付者との交渉にあたり、当社は、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しないT M A C及び当社における独立したリーガルアドバイザーである鳥飼総合法律事務所からの助言を踏まえた上で、公開買付者に対し、本公開買付けの条件の詳細、本公開買付け後の当社の経営方針及び本公開買付けの必要性・相当性等を確認するなど、慎重な協議及び検討を経ており、その過程に特段不合理な点は認められないこと、(3)当社取締役会は、本公開買付け価格の評価を行うに当たり、その公正性を担保すべく、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しないT M A Cより当社の株式価値算定書を取得したうえで、これを踏まえて市場株価平均法、類似会社比較法及びD C F法を用いて、当社株式の株式価値分析を行っていること等の事情を総合的に検討した結果、本公開買付け価格は、D C F法に基づくレンジの下限価格である1株当たり516円を上回っていないことから、本公開買付けは少数株主にとって売却の好機とは言えないまでも、公開買付者は上場廃止を企図しておらず、少数株主において不利な条件で応募を強制されるものではないことから、当社の本意見表明に係る決定は当社の少数株主にとって不利益なものではないと思料する旨の意見を入手しております。

当社における利害関係を有しない取締役及び監査役の承認

当社は、当社及び当社から独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しないT M A Cから取得した当社の株式価値の算定結果及び当社における独立したリーガルアドバイザーである鳥飼総合法律事務所からの助言を踏まえた上で、公開買付者に対し、本公開買付けの条件の詳細、本公開買付け後の当社の経営方針及び本公開買付けの必要性・相当性等を確認するなど、慎重な協議及び検討を行った結果、当社と公開買付者が、両社の強みを融合することにより、国内外で事業を拡大できるとの認識に至り、公開買付者を親会社として、当社の中長期的な企業価値の増大を図ることができるものと判断し、平成25年8月12日開催の取締役会において、本公開買付けの実施に賛同の意見を表明することを当社取締役全員の一致により決議しました。

なお、当社取締役会は、T M A Cより取得した当社の株式価値の算定結果に照らせば、本公開買付価格は、D C F法に基づくレンジの下限価格である1株当たり516円を上回っていないことに加え、本公開買付けは当社の普通株式の上場廃止を企図したのではなく、当社においても上場を維持することを希望しており、また、当社の普通株式が上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合、当社は公開買付者との間で、立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための方策について誠実に協議し検討した上で、当社の普通株式の上場が引き続き維持されるよう、合意された方策を実行する意向であることを踏まえ、当社の株主の皆様としては本公開買付け成立後も当社の普通株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、当社の普通株式について本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場を取り、当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨を併せて当社取締役全員の一致により決議しました。

また、本新株予約権についても、現時点において、本公開買付け後も当社の普通株式の上場が維持される見込みであり、本新株予約権者は引き続き本新株予約権を行使して当社の普通株式を取得・保有ができること、本新株予約権がストック・オプションであること、本新株予約権についての買付価格が、本公開買付価格である515円から本新株予約権の1株当たりの行使価格である472円を控除した金額（43円）に、本新株予約権1個の目的となる対象者の普通株式の数（100株）を乗じた金額である4,300円とされていることから、当社取締役会は、本新株予約権についての本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場を取り、本新株予約権者の判断に委ねる旨を当社取締役全員の一致により決議しました。

また、当社取締役会には当社監査役の全員が出席し、当社取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

(6) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募にかかる重要な合意に関する事項

本公開買付けに際し、公開買付者は、本日付で、当社の親会社である小野ホールディングス（所有株式数2,918,000株、所有割合67.20%）の更生管財人との間で、親会社所有株式について、本公開買付けに応募することを内容とする本応募契約を締結しているとのことです。本応募契約は更生管財人が更生裁判所の許可を受けることを効力発生の停止条件としていますが、更生管財人は、平成25年8月8日に更生裁判所の許可を得ているとのことです。

なお、本応募契約では、本買付期間末日までの間に、第三者により対象者の普通株式を対象とする公開買付け（以下「対抗公開買付け」という。）が開始された場合において、対抗公開買付けにおける対象者の普通株式の買付価格が本公開買付価格を上回る場合であって、かつ、対象者取締役会が対抗公開買付けに賛同の意見表明をする場合は、更生管財人は本公開買付けに応募せず対抗公開買付けに応募することができること、かかる場合において、すでに更生管財人が本公開買付けに応募をしているときは、更生管財人は本公開買付けの応募の結果成立した本公開買付けに係る応募対象株式の買付けに係る契約を解除して対抗公開買付けに応募することができること、上記による場合を除き、更生管財人は、対象者の普通株式の全部又は一部について、本公開買付け以外の公開買付けへの応募又は第三者への譲渡、担保設定その他の処分を行わないものとする事が定められているとのことです。

また、親会社所有株式には本質権が設定されておりますが、更生管財人は、公開買付者に対して、本応募契約において、本公開買付けへの応募に先立ってみずほ銀行から本質権の解除を受けることを確約しており、更生管財人は、当社の取締役会が本公開買付けに賛同し、更生管財人が更生裁判所の許可を得てこれに応じた場合には、更生管財人が親会社所有株式を本公開買付けに応募する前にみずほ銀行が本質権を解除することにつき、みずほ銀行から確認を得ているとのことです。

4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

(1) 普通株式

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
佐藤 和義	代表取締役	社長		
鈴木 明彦	取締役			
佐内 正彦	取締役		53,372	533
加藤 洋一	取締役			
中島 三次	常勤監査役			
多田 精宏	監査役			
今田 晃康	監査役			
計	7名		53,372	533

(注1) 所有株式数及び議決権の数は、本書提出日現在のものです。

(注2) 監査役多田精宏及び今田晃康は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(2) 新株予約権

氏名	役名	職名	所有個数(個)	株式に換算した数(株)	株式に換算した議決権の数(個)
佐藤 和義	代表取締役	社長	500	50,000	500
鈴木 明彦	取締役				
佐内 正彦	取締役				
加藤 洋一	取締役		500	50,000	500
中島 三次	常勤監査役				
多田 精宏	監査役				
今田 晃康	監査役		300	30,000	300
計	7名		1,300	130,000	1,300

(注1) 所有個数、株式に換算した数及び株式に換算した議決権の数は、本書提出日現在のものです。

(注2) 監査役多田精宏及び今田晃康は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。

以上